

松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）の概要

1 提案理由

- ・国民健康保険料の賦課限度額及び軽減基準額に係る規定方法を整理するため。

2 改正要旨

- ・国民健康保険料の賦課限度額及び軽減基準額の政令引用

国が定める国民健康保険料の賦課限度額及び軽減基準額については、国民健康保険法施行令（以下「政令」という）により、ほぼ毎年度変更が行われている。

本市においても、政令で定める額と同額とすることを、毎年度条例改正を行い定めてきたが、令和2年度から政令の規定を本市国民健康保険条例に引用することに改めるもの。

※参考【賦課限度額の推移】

(円)

	医療分	後期支援分	介護分	計
平成28年度	540,000	190,000	160,000	890,000
平成29年度	540,000	190,000	160,000	890,000
平成30年度	580,000	190,000	160,000	930,000
令和元年度	610,000	190,000	160,000	960,000
令和2年度	630,000	190,000	170,000	990,000
前年度比較	20,000	0	10,000	30,000

※参考【軽減基準額の拡大の状況】

	軽減割合	基準	被保数	世帯所得
現行	7割軽減	世帯総所得が33万円以下	—	330,000円以下
	5割軽減	世帯総所得が[33万円+ 28万円 ×被保険者数]以下で、7割軽減該当者以外	1人	610,000円以下
			2人	890,000円以下
			3人	1,170,000円以下
	2割軽減	世帯総所得が[33万円+ 51万円 ×被保険者数]以下で、7割・5割軽減該当者以外	1人	840,000円以下
			2人	1,350,000円以下
3人			1,860,000円以下	
改正後	7割軽減	世帯総所得が33万円以下	—	330,000円以下
	5割軽減	世帯総所得が[33万円+ 28万5千円 ×被保険者数]以下で、7割軽減該当者以外	1人	615,000円以下
			2人	900,000円以下
			3人	1,185,000円以下
	2割軽減	世帯総所得が[33万円+ 52万円 ×被保険者数]以下で、7割・5割軽減該当者以外	1人	850,000円以下
			2人	1,370,000円以下
3人			1,890,000円以下	

○賦課限度額の規定

国においては、

- ◆政令で定める額の範囲内で条例で定める。
(国民健康保険法施行令第29条の7)

千葉県においては、

- ◆千葉県国民健康保険運営方針に規定している。(平成30年4月1日施行)

- ・国民健康保険事業費納付金の算定方法における賦課限度額の設定
賦課限度額は、医療分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分についてそれぞれ
国が政令で定める限度額と同額とする。(千葉県国民健康保険運営方針引用)

※「千葉県国民健康保険運営方針」は、県と市町村が共通認識を持って保険者として事務を実施するとともに、国民健康保険の安定的な財政運営及び市町村の事業運営の広域化や効率化を図るために、県が策定する国民健康保険の運営に関する統一的な方針である。

松戸市において、

- ◆本市条例を国が定める政令の改正と連動するように改める。

- ・政令の改正と連動するように改める理由について
毎年、国の政令公布が遅れている状況が続いており、本市の議案の上程が1年遅れになる可能性がある。(国は、この数年間改正に対してパブリックコメントを実施。)
⇒千葉県から割り当てられる国民健康保険事業費納付金については、保険料の賦課限度額を考慮したうえで算定がなされているため、1年遅れの賦課限度額の設定になってしまうと、保険料に不足が生じてしまう。

○軽減判定基準額の規定

国においては、

- ◆政令で定める額を基準に条例で定める。
(国民健康保険法施行令第29条の7)

- ◆厚生労働省の見直し方針

- ・経済動向等を踏まえ、軽減判定基準額の見直しが図られる。

松戸市において、

- ◆本市条例を国が定める政令の改正と連動するように改める。

- ・政令の改正と連動するように改める理由について
賦課限度額の同様に、毎年、国の政令公布が遅れている状況が続いており、本市の議案の上程が1年遅れになる可能性がある。(国は、この数年間改正に対してパブリックコメントを実施。)
⇒1年遅れの軽減判定基準額で賦課を行うと、軽減する保険料が過小となってしまうことから、被保険者の方に対して不利益が生じてしまう。